

令和6年度社会福祉法人集团指導

令和6年7月
四日市市 福祉監査室

本日の集団指導の流れ

① 今年度の一般監査について

② R5年度問い合わせ・提出が多かった事例

- ・ 基本財産処分承認申請
- ・ 担保提供承認申請
- ・ その他確認点（R6年度～添付書類追加点）
- ・ 不動産使用証明願い
- ・ 定款変更（認可申請・届出）

③ R6年度定款変更について

- ・ 保育分野
- ・ 障害分野
- ・ 介護分野

④ 公益事業の留意点

⑤ 福祉監査室からのお願い

- ・ 経理規程の修正
- ・ 相談事項
- ・ 標準処理期間

⑥ アンケート（出欠確認）

今年度の一般監査について



四日市市マスコット
キャラクター：
こにゅうどうくん

以下の資料をもとに、指導監査を行っていきます。

- ・ 基本的事項を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」
- ・ 具体的な確認内容等を定めた「指導監査ガイドライン」

コロナ禍の影響で一般監査の周期がずれております。今後通常の3年周期となるよう調整段階につき、今年度は前回監査から2～4年間隔の法人がございます。ご了承ください。

○ 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程(以下「内部規程等」という。)に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。

○ 指導監査を行うに当たっては、そのような**牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認**するため、**ガイドラインに定める事項を確認**の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。

<指摘基準>

- ・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。
- ・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によることができること。

○ 内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。

○ 指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。

(指導監査ガイドラインP. 3 引用)

R5年度問い合わせ・提出が多かった事例

| | R4年度 | R5年度～R6年 度6月現在 |
|--------------|------|-------------------|
| 基本財産処分承認申請 | 2 | 1 |
| 定款変更認可申請・変更届 | 9 | 19 |
| 不動産使用証明願い | 3 | 4 |
| 基本財産担保承認申請 | 0 | 1 |



事例

基本財産の現金を取り崩して、社会福祉事業の用に供する土地・建物を購入する資金に充てたい。
なお、その土地・建物を担保に入れ、購入金額に足りない分の資金を独立行政法人福祉医療機構でもなく、その協調融資銀行でもない銀行から借りたい。

さて、どんな手続きが必要でしょうか？



基本財産処分承認申請

定款変更認可申請(基本財産の削除)

不動産使用証明願い

定款変更届(基本財産の増加)

担保提供承認申請



三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック参照（R6年度改訂されました！）

抵当権はこの時点ではまだ設定できません！！
銀行に抵当権設定は待ってもらうよう伝えてください。

基本財産処分承認申請
(基本財産の現金を使う)

基本財産処分承認書交付

定款変更認可申請
(基本財産の削除のため)

定款変更認可書交付

購入するための資金を銀行に借りる
土地・建物 購入

不動産使用証明願
(購入した土地・建物の登録税免除のため)

三重県が証明書を発行

登記

定款変更届
(基本財産の増加のため)

変更届受理書交付

担保提供承認申請
(購入した土地・建物を担保に入れるため)

担保提供承認書交付

民間金融機関で抵当権設定

基本財産処分承認申請

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P108

・ 社会福祉法人が基本財産を処分するときは、理事会及び評議員会の決議後、関係書類を添付して所轄庁へ申請し、承認を得る必要がある。

・ 基本財産の取壊し、売却、その他財産・公益事業用財産・収益事業用財産への切り替え等が該当

・ 所轄庁の承認が得られた場合は、定款に記載の基本財産を削除するため速やかに定款変更の手続きが必要

※社会福祉施設の改築に当たって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合等は、承認は不要

★補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合がありますので補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。

基本財産処分承認申請書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

| 区 分 | 不動産の売却等 | 建物の取り壊し | 現金(基金)の取り崩し | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-------------|---|
| 申 請 書 | ○ | ○ | ○ | (様式 41・109 頁) |
| 評議員会及び理事会議事録(写) | ○ | ○ | ○ | 注)議事録に附属する議案及び議案資料も併せて添付すること。 |
| 定 款 (現 行) | ○ | ○ | ○ | 届出・認可書に添付のものを受理・認可書を送付して複写 |
| 財 産 目 録 | ○ | ○ | ○ | 処分前のもの |
| 不動産の登記事項証明書(写) | ○ | ○ | — | 処分物件(直近のもの)のもの |
| 預貯金等残高証明書(写) | — | — | ○ | 基本財産(当該基金)の残高証明書 |
| 不動産の価格評価書(写) | ○ | — | — | 市町村、銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等 |
| 売買価格等を証する書類(写) | ○ | — | — | 売買(交換)仮契約書(写)又は買取り確約書(写)等 |
| 売却金等の使途計画書 | ○ | — | ○ | 具体的に記載 |
| 施設建設(改築)計画書 | ○ | ○ | ○ | 施設建設等を伴う場合に添付 |
| 図 面 | ○ | ○ | — | 位置図・配置図・平面図・立面図 土地の場合は、地図又は地図に準ずる図面 (処分物件を色分けしてください。) |

定款変更認可申請

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P95、96

- 基本財産の項目から削除する必要があるため処分承認がおりたら速やかに定款変更認可申請の手続きが必要

★「基本財産の変更—削除」参照

様式 33 (記載例) (93, 95 頁)

| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | |
|-----------------|---|--|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| | 名 称 | しゃかいふくしほうじんまるまるかい 社会福祉法人〇〇会 |
| | 理事長の氏名 | 理事長〇〇〇〇 |
| | 申請年月日 | 令和 年 月 日 |
| | 内 容 | 理由 |
| | 変更前の条 | |
| | 第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2) 第2種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営 | 変更の内容 り、適宜具 的に記載して ください。 (口)の事業の追加 |

定款に記載され、登記されている法人の住所を記載してください。

申請書提出年月日を記載してください。

福祉監査室への提出日

| 添付書類 | 変更事項 | | 役員数の変更 | 基本財産の変更 増・改築 減少 削除 | 定款例にあわせた 条文整理 | 備考 | | | | |
|----------|-------------------------------------|------------------|--------|-----------------------|------------------|----|---|---|-----------------|---------------------------------------|
| | 事業目的の追加 設置 経営 | 事業廃止 受託 経営 | | | | | | | | |
| 施設建設関係書類 | 建築資金贈与契約書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | |
| | 身分証明書(写) 登記されていない ことの証明書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | |
| | 預貯金等残高証明書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | |
| | 法人決算書 | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | |
| | 工事関係契約書(写)、見積書(写)、領収書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | 土地の取得の場合は104頁を参照。領収書(写)は、振込金受取書(写)でも可 |
| | 不動産売買契約書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | |
| | 不動産の登記事項証明書(写) | ○ | - | - | - | ○ | ○ | ○ | - | 直近のもの |
| 図 面 | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | - | 位置図、配置図、平面図、立面図 | |
| 13 | 施設長就任承諾書(写)、履歴書(写)及び施設長の資格を証する書類(写) | ○ | ○ | - | - | - | - | - | - | 資格要件が必要な場合 |
| 14 | 廃止事業に係る財産の処分方法 | - | - | ○ | - | - | - | ○ | - | 様式例 39・103 頁 |
| 15 | 事業の廃止届(写)又は認可書(写)等 | - | - | ○ | - | - | - | ○ | - | |
| 16 | 基本財産処分承認書(写) | - | - | - | - | ○ | ○ | ○ | - | |

※ 1年契約で行う委託事業の場合は、1か年分でも差し支えありません。

四日市市に提出後、三重県の審査を経て県から知事の証明書が発行されます。

不動産使用証明願 (登録免許税の非課税措置用)

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P126

(対象)
社会福祉事業の用に供する、
建物の所有権保存登記
不動産の所有権移転登記
土地の賃借権、地上権設定登記

社会福祉事業の用に供する建物の所有権又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が社会福祉事業の用に供するものであることの知事の証明書を添付することにより、登録免許税の免除を受けることができます(登録免許税法第4条第2項、同法施行規則第3条第1項第1号)。

これらに
追加で…

提出書類…全て2部提出

- 不動産使用証明願 事業種別に応じたいずれかの証明願
 - ・(保育所・認定こども園以外の社会福祉事業用)
登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願(社会福祉法人・下記以外の社会福祉事業用)
 - ・(保育所用)
登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に掲げる登記に係る証明願(社会福祉法人・保育所用)
 - ・(認定こども園用)
登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号に掲げる登記に係る証明願(社会福祉法人・認定こども園用)
- 不動産登記事項証明書
- 基本財産編入および定款変更誓約書
注:既に基本財産となっている場合および賃借権設定の場合は除く。
- 図面等(位置図、配置図、平面図、土地の場合は、公図(写)も必要)
- 社会福祉事業の用に供することが分かる書類(写)…理事会議事録等
- その他所轄庁が必要と認めた書類

担保に供されている場合

- 担保提供説明書(抵当権等の抹消等について説明するもの)

賃借権等を設定する場合

- 当該土地の賃貸借契約書(写)
- 地上権設定契約書(写)

購入の場合

- 当該不動産の購入に係る収支計算書
- 当該不動産の売買契約書(写)
- 売買代金受領書(写)(支払い済みのもの。(振込金受取書でも可))
- 建物引渡書(写)

贈与の場合

- 当該不動産の贈与契約書(写)

建設の場合

- 当該不動産の建設に係る収支計算書
- 当該不動産の請負契約書(写)
- 請負代金受領書(写)(支払い済みのもの。(振込金受取書でも可))
- 建物引渡書(写)

定款変更届

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P104

・ 不動産使用証明書が県から発行され、その後法務局で登記の手続きをしていただき、登記が終わり次第、基本財産増加の定款変更届の手続きが必要。

★「定款変更届—基本財産の増加—土地(建物、現金)」

参照

定款変更届に係る添付書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

| 区 分 | 基本財産の増加 | | | 事務所所在地の変更 | 公告の方法の変更 | 備 考 |
|------------------|-------------------------|----|----|-----------|----------|---|
| | 土地 | 建物 | 現金 | | | |
| 変 更 届 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 様式 40 (105 頁) |
| 評議員会及び理事会の議事録(写) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 注)議事録に附属する議案及び議案資料も併せて添付すること。 |
| 変更後の定款 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 現行の定款 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 届出・認可書に添付のものを受理・認可書鑑を付けて複写 |
| 当該不動産購入に係る収支計算書 | ○ | | — | — | — | |
| 収支財源を証明する書類 | 補助金等の決定書(写) | ○ | — | — | — | 国県、船舶、自転車振興会等補助金 |
| | 助成金決定書(写) | ○ | — | — | — | 共同募金会、各種助成団体助成金 |
| | 借入金決定書(写) | ○ | — | — | — | 福祉医療機構、民間金融機関等借入金 |
| | 償還計画 | ○ | — | — | — | 各年度の償還額及び財源が分かるもの(他に借入金がある場合、法人全体のもの) |
| | 償還金贈与契約書(写) | ○ | — | — | — | 寄附者、保証人の身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)、所得証明書(写)添付 |
| | 土地購入資金等贈与契約書(写)及び領収書(写) | ○ | ○ | — | — | 寄附者の身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)添付 ※領収書(写)は、振込金受取書(写)でも可 |
| | 各種補助要綱(写)等 | ○ | — | — | — | 市町村からの補助金を財源とする場合のみ |
| | 売買契約書(写)及び領収書(写) | ○ | — | — | — | ※領収書(写)は、振込金受取書(写)でも可 |
| 法人決算書 | ○ | — | — | — | | |
| 図 面 | ○ | — | — | — | — | 位置図及び地図又は地図に準ずる図面 |
| 不動産の登記事項証明書(写) | ○ | — | — | — | — | 直近のもの |
| 住居表示実施に係る証明書(写) | — | — | — | ○ | — | 移転の場合は、法人の登記事項証明書 |
| 預貯金等残高証明書(写) | — | — | ○ | — | — | 直近のもの |

担保提供承認申請

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P110

・ 基本財産を担保に供するためには、原則としてあらかじめ所轄庁の承認を受けなければならない。(定款例第29条)

※福祉医療機構からの借入や福祉医療機構との協調融資に伴う借入は担保提供承認申請不要！！

・ これらの手続きを行わずに、金融機関へ担保提供を行うことはできない。

※法人が経営する社会福祉事業の継続及び法人の存続のため、真にやむを得ない場合に限られるものとなります。

その承認審査にあたっては、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を総合的に考慮して判断します。

★根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度額の限度で担保するものであり、これを設定すると基本財産が継続的に不安定な状態に置かれることとなります。

このため、

根抵当の設定は、認められません！！

| 区分 | 施設建設等及び不動産購入資金の借入 | 運送(運搬)資金の借入 | 担保物件の変更 | 担保物件の変更(軽易なもの) | 備考 | |
|--------------------------|---|-------------|---------|----------------|---|------------------------------------|
| 申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ | (様式42・111頁) | |
| 評議員会及び理事会議事録(写) | ○ | ○ | ○ | ○ | 注)議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付すること。 | |
| 財産目録 | ○ | ○ | ○ | ○ | 申請日直近のもの | |
| 不動産の登記事項証明書(写) | ○ | ○ | ○ | ○ | 担保提供物件(直近のもの) | |
| 定款(現行) | ○ | ○ | ○ | ○ | 届出・認可等に添付のものを受理・認可書に付けて複写 | |
| 資金計画書 | ○ | ○ | ○ | ○ | 担保物件の変更の場合は工事等の決算書で構いません。 | |
| 資金計画関係書類 | 補助金等の(内定)決定通知書の(写) | ○ | — | ○ | — | 国、県、市町村、その他補助機関(自転車振興会等)の補助金 |
| | 助成金等の(内定)決定通知書の(写) | ○ | — | ○ | — | 共同募金及び各種助成団体の助成金 |
| | 自己資金の贈与契約書の(写) | ○ | — | ○ | — | 自己資金に寄附金を予定している場合のみ |
| | 身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)、預貯金等残高証明書(写) | ○ | — | ○ | — | 寄附金額以上の残高証明書(2通以上の場合、日付を統一してください。) |
| | 法人決算書 | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 借入金決定通知書(写)等 | ○ | ○ | ○ | — | 福祉医療機構、民間金融機関(融資証明)、担保変更の場合は契約書(写)等 | |
| 償還計画書(写) | ○ | ○ | ○ | ○ | 各年次別償還額及び充当財源を明記(他に借入金がある場合、法人全体のもの) | |
| 償還財源関係書類 | 償還財源贈与契約書の(写) | ○ | ○ | ○ | — | 償還金に寄附金を財源とする場合のみ |
| | 身分証明書(写)、所得証明書(写) | ○ | ○ | ○ | — | 寄附者の総所得金額がわかるもの、保証人も同じ |
| | 各種補助要綱等 | ○ | ○ | ○ | — | 償還金に市町村からの補助金を財源とする場合のみ |
| 工事関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写) | ○ | — | ○ | — | — | |
| 売買関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写) | ○ | — | ○ | — | — | |
| 図面 | ○ | ○ | ○ | ○ | 位置図・配置図・平面図・立面図 土地の場合は、地図又は地図に準ずる図面(担保物件を色分けしてください。) | |
| 事業計画書 | ○ | ○ | — | — | 借入金で行う事業の計画 | |

R6年度からの添付書類追加点

- ・ 各種申請及び定款変更添付書類 : 「評議員会及び理事会の議事録」に

議事録に附属する議題及び議案資料

も併せて添付していただくことになりました。

R6年度からの 添付資料変更点～議案資料～

議案書は議題ごとに作成し、招集通知とともに各委員に送付しましょう。

事前に熟考いただいた上で、当日の会議に臨んでいただくため当日に審議する議題の内容を具体的に示した議案書を作成しましょう。

議案書は会議の前に十分な議事の趣旨等の説明をすることで、法人内部で審議が尽くされていることを、議事録とともに示す、重要な書類です。

令和6年度の定款変更からは、これら議案書に加えて、資料なども使用した場合、議事録とともに提出してください。

議案第2号

理事及び監事候補者の選任について

理事及び監事について、〇年〇月開催予定の定時評議員会の終結をもって任期が満了することから、その後任につき、定款例第 16 条第1項の定めにより評議員会の決議を得るべく提案するので、理事会の議決を求めるものです。

〇年〇月〇日 提出
社会福祉法人〇〇会
理事長 ▲▲ ▲▲

記

1 候補者の氏名等

(1) 理事

- ① ●● ●● 〇歳 留任
- ② ●● ●● 〇歳 留任
- ③ ●● ●● 〇歳 留任
- ④ ●● ●● 〇歳 留任
- ⑤ ●● ●● 〇歳 留任
- ⑥ ●● ●● 〇歳 新任(◇◇ ◇◇の後任として)

(2) 監事

- ① ●● ●● 〇歳 留任
- ② ■■ ■■ 〇歳 留任

2 候補者の選任要件等

別紙次期役員候補推薦調書のとおり

3 任期

〇年〇月開催予定の定時評議員会の決議の日から、〇年〇月頃開催予定の定時評議員会終結の時まで。

その他 確認点

基本財産の増加－建物 ... 定款変更届

現在定款に記載のない建物(新築等)を新しく定款に加える

様式 40 (93・104頁)

| 社会福祉法人定款変更届 | | |
|-------------|------------|--------------------------------|
| 届出者 | 主たる事務所の所在地 | |
| | 名 称 | しゃかいふくしほうじんまるまるかい 社会福祉法人〇〇会 |
| | 理事長の氏名 | |
| 届出年月日 | | 年 月 日 |

基本財産の変更－増・改築 ... 定款変更認可申請

既に定款に記載されている建物の面積が増加する

様式 33 (記載例) (93, 95頁)

| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | | |
|---|------------|---|--------------------------------|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 三重県〇〇〇〇〇〇〇〇 | |
| | 名 称 | しゃかいふくしほうじんまるまるかい 社会福祉法人〇〇会 | |
| | 理事長の氏名 | 理事長 〇 〇 〇 〇 | |
| 申請年月日 | | 令和 年 月 日 | |
| 内 容 | | | 理 由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 | |
| 第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2) 第2種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営 | | 第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2) 第2種社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 保育所の経営 | 定款に記載され、登記されている法人の住所を記載してください。 |
| 第6章 資産及び会計 | | 第6章 資産及び会計 | 申請書提出年月日を記載してください。 |
| 定 義 | | | 定款変更の内容により、適宜具体的に記載してください。 |
| 附 則 | | | (ロ)の事業の追加 |
| その他 | | | 公益事業の追加による条文の改正及び追加 |

基本財産が増えるという点で似ていますが違う様式です。
 (変更届書: 様式40 変更認可申請書: 様式33)

変更届と定款変更認可申請が 同時に生じたとき

基本財産の増加－建物 ... 定款変更届

新たに施設を建てた

と、同時に

基本財産の変更－増・改築 ... 定款変更認可申請

既にある建物も増築した

用紙(様式)は1枚にまとめるのではなく
変更届書(様式40)と変更認可申請書(様式33)各々必要です。
添付書類も別々に用意して下さい。

R6年度の定款変更について～事業目的の追加～

保育分野

「幼保連携型こども園」を経営する法人

障害分野

R6年度に「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター事業」を四日市市と契約した法人

介護分野

R6年度より「介護予防支援事業」の指定を受ける介護事業をもつ法人

R6年度の定款変更について【保育分野】

対象：保育園経営→幼保連携型こども園に変更する法人

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P95、96

- ① (目的)第二種社会福祉事業「幼保連携型こども園の経営」追加 (定款変更認可申請—事業目的の追加—**設置経営** 参照)
- ② (目的)「保育所の経営」削除 (定款変更認可申請—**事業廃止** 参照)
- ③ 定款中、「〇〇保育園」と記載されている文言を新しいこども園名に変更 (定款変更認可申請—定款例にあわせた**条文整理** 参照)

※①については「幼保連携型こども園の経営」の**事業開始前に申請** ②については保育園経営が終了後に申請。
②については、1か所でも保育園経営が残っている場合は削除しなくて結構です。①③のみ行ってください。

R6年度の定款変更について【障害分野】

対象：R6年度 四日市市の「障害者相談支援事業」、
「基幹相談支援センター事業」を受託した法人

【既に公益事業を実施している法人】

- ① 定款中「公益を目的とする事業」に「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター事業」を追加(定款変更認可申請—事業目的の追加—**受託経営** 参照)

三重県社会福祉法人認可申請ハンドブック P95、96

【これまで公益事業を実施していない法人】

- ① 定款に「公益を目的とする事業」という章を立てる(定款例第35条下部参照)
- ② 事業目的の追加(定款変更認可申請—事業目的の追加—**受託経営** 参照)
- ③ 項目「資産の区分」を定款例28条の記載例を参照に記載する。

R6年度の定款変更について【介護分野】

対象：R6年度～「介護予防支援事業」の指定を受ける介護事業所をもつ法人

- ① 定款中「公益を目的とする事業」に
「介護予防支援事業」追加（事業目的の追加—設置経営 参照）

※事業開始前に申請

公益事業留意点

法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。

すなわち、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。

事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。

(指導監査ガイドラインP. 46 引用)

事業活動内訳表

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

(単位:円)

| 勘定科目 | | 社会福祉事業 | 公益事業 | 収益事業 | 合計 | 内部取引消去 | 法人合計 |
|-----------------------|---------------------|--------|------|------|----|--------|------|
| サービス活動増減の部 | 収益 | | | | | | |
| | 介護保険事業収益 | | | | | | |
| | 老人福祉事業収益 | | | | | | |
| | 児童福祉事業収益 | | | | | | |
| | 保育事業収益 | | | | | | |
| | 就労支援事業収益 | | | | | | |
| | 障害福祉サービス等事業収益 | | | | | | |
| | 生活保護事業収益 | | | | | | |
| | 医療事業収益 | | | | | | |
| | 退職共済事業収益 | | | | | | |
| | (何)事業収益 | | | | | | |
| | (何)収益 | | | | | | |
| | 経常経費寄附金収益 | | | | | | |
| | その他の収益 | | | | | | |
| サービス活動収益計(1) | | | | | | | |
| サービス活動増減の部 | 費用 | | | | | | |
| | 人件費 | | | | | | |
| | 事業費 | | | | | | |
| | 事務費 | | | | | | |
| | 就労支援事業費用 | | | | | | |
| | 授産事業費用 | | | | | | |
| | 退職共済事業費用 | | | | | | |
| | (何)費用 | | | | | | |
| | 利用者負担軽減額 | | | | | | |
| | 減価償却費 | | | | | | |
| | 国庫補助金等特別積立金取崩額 | | | | | | |
| | 貸倒損失額 | | | | | | |
| | 貸倒引当金繰入 | | | | | | |
| | 徴収不能額 | | | | | | |
| 徴収不能引当金繰入 | | | | | | | |
| その他の費用 | | | | | | | |
| サービス活動費用計(2) | | | | | | | |
| サービス活動増減差額(3)=(1)-(2) | | | | | | | |
| 収益 | 借入金利息補助金収益 | | | | | | |
| | 受取利息配当金収益 | | | | | | |
| | 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益 | | | | | | |
| | 有価証券評価益 | | | | | | |
| | 有価証券売却益 | | | | | | |
| | 基本財産評価益 | | | | | | |
| 投資有価証券評価益 | | | | | | | |

事業規模の比率の確認



△×××



最後に…福祉監査室からのお願い



よろしくお願いいたします

事業の追加、削除は「経理規程」にも関わってきます。

新しいこども園名になっていますか？

公益事業を追加した法人は、事業区分に「公益事業」を加えましたか？

経理規程は、監査室への提出は不要ですので各法人で見直し、適宜修正してください。（※理事会の承認が必要です）

最後に…福祉監査室からのお願い



よろしくお願いいたします

法人の状態に変化が生じる場合は、予定の段階で結構ですので福祉監査室にご一報ください。

例えば…

新しい事業
を始める

建物や土地の
購入を行う

建物の増改築
を行う

基本財産を処分する
(取り壊し、売却、貸与、譲渡、その
他財産への転換、基本財産基金の
取崩し)

※これらには「定款変更」「担保提供承認申請」「基本財産処分承認申請」「不動産使用証明願ひ」などの手続きが関わってきます。

※今回の集団指導で紹介した手続きの順序は、一例です。法人の行いたい事柄によっても手続きの順序や提出いただく書類が変わります。

※必要な手続きが取られていない事例や、認可や承認を急がれる事例が発生しております。
(次頁の標準処理期間を参考にしてください。)

標準処理期間

行政手続法(平成5年法律第88号。)第5条及び同法第6条の規定に基づき、社会福祉法第31条第1項の規定による社会福祉法人設立認可及び法第45条の36第2項の規定による社会福祉法人定款変更認可に関する審査基準並びに標準処理期間を定め、公表するものです。

(四日市市役所HP参照)

標準処理期間は次のとおりです。

- (1) 社会福祉法人設立認可 30日
- (2) 社会福祉法人定款変更認可 20日

定款変更に必要な期間として
20日を設定しています。

その他申請については期間設定はしてありませんが、先ほどの手続きの手順を見ていただいても、その他申請前後には「定款変更」が関わってくるため、時間に余裕をもって各種申請を提出してください。

アンケートの提出をもって集団指導の
出席確認とさせていただきます。

URL: <https://logoform.jp/form/7p72/553545>

QRコード:



アンケート提出期限：令和6年10月31日（木）

ご清聴ありがとうございました。